

## 令和2年第1回栗原市教育委員会定例会会議録

1. 招集日時 令和2年1月29日(水) 午後2時45分

2. 招集場所 金成庁舎201会議室

3. 出席委員

1番	笠間八十公	委員	2番	蘇武徳行	委員
3番	久我一仁	委員	4番	千葉みどり	委員

4. 説明のため出席した者

教育長	佐藤新一
部長	菅原昭憲
次長	鈴木学
次長	多田陽
教育総務課長	入野美奈子
学校教育課長	小野寺幸博
学校教育課副参事	高橋和宏
社会教育課長	伊藤寿浩
文化財保護課長	大立目正孝
教育研究センター所長	松田良幸
教育研究センター副参事	菅原健志

5. 本委員会の書記は次のとおりである

教育総務課長補佐	菅原光宏
----------	------

6. 出席点呼・開会

午後2時45分

佐藤教育長

本日は、教育長、教育委員の過半数が出席しておりますので、直ちに会議を開きます。

7. 教育委員会会議録の承認

佐藤教育長

それでは、3 教育委員会会議録の承認について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

(令和元年12月25日開催の令和元年第14回栗原市教育委員会定例会の概要を説明)

佐藤教育長

説明が終わりました。内容について質問はありませんか。

(なしの声あり)

質問がないようですので、異議なしと認め、令和元年第14回教育委員会定例会 会議録は、承認することとします。

## 8. 教育委員会会議録署名委員の指名

佐藤教育長

次に、4 教育委員会会議録署名委員の指名を行います。2番 蘇武委員、3番 久我委員にお願いします。

## 9. 教育長報告

佐藤教育長

次に、5 教育長報告を行います。資料をご覧ください。

1 第14回教育委員会定例会後の主な対応事業です。詳細は、別紙1をご覧ください。1月12日は、教育委員の皆さまに、成人式に出席いただきありがとうございました。対象者670人のうち、参加者は542人で、参加率は81%でした。15日に、文化財保護審議会が金成庁舎でありました。青雲神社鐘樓の市指定有形文化財解除の件で、答申をいただきました。本日は、これについて、御審議いただく予定となっておりますので、よろしく願いいたします。17日は、第2回栗原市学校教育連絡協議会がありました。小中学校と高等学校の校長先生が集まる会議で、他の市町では、なかなか無い会議であります。年2回実施しており、小学校からは、校長会の会長と副会長、中学校、高校からは全ての学校の校長が出席しております。18日は、第7回くりはら市民大学と閉講式がありました。修了証は、7回のうち、5回出席すると交付されますが、受講生110人のうち、96人が修了証を受領しました。そのうち41人が皆勤で、市民の学びに対する意欲が高いと思いました。21日に、B&Gの全国サミットに出席してまいりました。プール、体育館、艇庫の整備でお世話になっております。29日は、総合教育会議を開催しております。

次に、2 児童・生徒及び教職員の生徒指導の状況について、別紙2をご覧ください。不登校の人数が増えてきております。昨年12月末で小学校が20人となっておりますが、昨年は、1年間で15人でしたので、既に超えております。特に6年生は、11人となっております、昨年、5年生が5人でしたので、6人も増えております。中学生は50人、昨年は、1年間で52人でしたので、だいぶ近づいてきております。特に1年生が増えておりますが、小学校から進学してすぐ不登校になったものではなく、入学後の人間関係に起因しているようです。学校では、生徒の家庭に対して、手を尽くしております。何とか解決に向けて、けやき教室や心のケアハウスを活用し、一人でも多くの児童生徒が学校へ足が向くようにしたいと思います。虐待の疑い関係は、ご覧のとおりとなっております。事故・けが等の状況ですが、運動不足などから、ちょっとしたことでけがをしていることが多いと思います。幼稚園児4人と小中学生となっておりますが、いずれも命に別状はございません。教職員分では、駐車場において、盗難の被害がありました。新聞にも載っ

ており、同一犯のようであります。その他は、交通事故ですが、大きな賠償問題に発展するようなものはないということであります。

私からは以上ですが、何か質問がありましたら、お願いいたします。

蘇武委員

先日、小学校6年生で暴力がひどいという話を聞きました。生徒指導の概況の対教師暴力の項目に、6年生が入っています。その下にも授業抜け出しでも児童3人が入っていますが、学校ではどんな対応をしているのですか。

高橋副参事

学校と連携して対応しているところであります。一つの取り組みとして、来週中にスクールソーシャルワーカーを派遣できるよう準備をしており、実際に聞き取りを行って、有効な手立てを教育委員会と学校が連携して取り組んでまいりたいと考えております。

蘇武委員

名取市立愛島小学校スクールバスの運転手が低血糖で、しばらく意識不明の状態バスを運転し、車内の子どもたちがSOSを書き、それを見た人が慌てて行ったとのこと。幸い事故にはなりませんでしたが、大きな事故に繋がる可能性がありました。私の孫も市のスクールバスを利用していますが、運転手は、ほとんどが60歳以上のようなようです。事故になった場合、最終的には、教育委員会の責任が問われます。体調不良やアルコールチェックなど、受託会社でしっかり管理されているのか、改めて確認してほしいと思います。

学校教育課長

受託会社の運転手が高齢になっていることは、承知しております。運転免許を持った若い方を雇うことが難しく、年々、社員の年齢が上がっていく状況となっております。健診等も年に1回、必ず受けることになっており、タクシー会社が主な受託者となっていることから、飲酒についても、毎朝、確認しているものと思われま。今後、受託業者に対し、周知、指導を行ってまいりたいと考えております。

笠間委員

基礎疾患に糖尿病のある方は、低血糖になると昏睡状態になることもあるので 血糖値を測らなければいけないのではないのでしょうか。

佐藤教育長

学校教育課長、その点もしっかり対応してください。

久我委員

市内の中学校でいじめが頻発しているとの話を、ある小学校の児童と保護者から聞きました。保護者は、不安を抱いているようですが、教育委員会はそういう情報を得ているのでしょうか。

高橋副参事

各中学校のいじめの件については、全校生徒へのアンケートでも、いじめの訴えは無かったとの報告を受けております。

佐藤教育長

今後も、早期の発見に努め調査の仕方等を工夫していきたいと思ひます。

千葉委員

中学校の生徒が携帯電話を学校に持ち込んで、友達の写真を撮って、画像編集してSNSで回したりしている実態があるようです。このような被害は、教育委員会へ上がってきているのでしょうか。

高橋副参事

その情報は、警察から情報提供を受けております。前回の学校長会

議において、教育長がSNSとゲーム機の使い方について、各学校で再度指導するよう周知したところです。

千葉委員  
佐藤教育長

先生は、生徒に対し、どこまで指導するのですか。

SNSの使い方は、見つけた時だけ注意しても駄目です。警察に依頼してSNSの危険性について、話していただいたり、依存症の危険性について、医師に講話をしていただいたりしています。

蘇武委員  
佐藤教育長  
蘇武委員  
佐藤教育長

携帯電話の持ち込みは禁止されていないのですか。

禁止しています。

学校は、持ち込み禁止を徹底しなければなりません。

休日に4時間以上もスマートフォンやゲームをしている小学生がかなり居るとい話も聞きました。学校だけの対応では難しいため、PTAと連携していかなければならないと思います。

佐藤教育長

ほかに質問はありませんか。

(なしの声あり)

質問がないようですので、教育長報告を終わります。

## 10. 議 事

佐藤教育長

次に、6 議事に入ります。日程1 議案第1号 令和2年度栗原市教育基本方針について、事務局に内容の説明を求めます。

教育総務課長

議事日程の綴り、1ページをお開きください。議案第1号 令和2年度栗原市教育基本方針について。令和2年度栗原市教育基本方針について、次のように定める。令和2年1月29日提出 栗原市教育委員会教育長でございます。内容は、2ページをご覧ください。令和2年度栗原市教育基本方針。栗原市教育委員会は、次代を担う子どもたちの創造性、自主性、社会性を育み、すべての市民が心身ともに健康で、生涯にわたって学び続ける学府くりはら形成のため、次のことを基本方針に掲げ、各種教育施策を総合的に推進する。一人一人を生かし、生きる力を育む学校づくり、共に助け合い潤いに満ちた地域社会の創造、地域の特性を生かしたかおり高い文化芸術活動の推進、楽しさと活力ある生涯スポーツの推進であります。教育基本方針につきましては、栗原市教育等の振興に関する施策の大綱。いわゆる教育大綱において定めた基本方針を、年度ごとの、基本方針としておりますので、昨年度のものから、特に変更点はありません。教育基本方針は、教育委員会議でご審議いただいて定めた後、市内各学校において、教育課程編成の指針となっているものでありますので、ご承知ください。教育基本方針については以上となりますが、方針に基づいた令和2年度の学校教育及び社会教育、両分野の教育の目標及び具体的施策等については、資料1ページから5ページに掲載しております。昨年度からの変更点は、見え消しをした別資料により、ご確認いただくことができます。修

正の概要については、本日の日程終了後、7. その他でご説明申し上げ、委員さん方からご意見をいただきたいと考えております。説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

佐藤教育長

説明が終わりました。何か、質問はありませんか。

(なしの声あり)

質問がないようですので、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、日程1 議案第1号 令和2年度栗原市教育基本方針については、原案のとおり可決いたします。

次に、日程2 議案第2号 栗原市立学校の通学及び通園区域に関する規則の一部を改正する規則について、及び 日程3 議案第3号 栗原市スポーツリーダー設置要綱の一部を改正する告示については、関連しますので、一括でご審議いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、日程2及び日程3は一括審議といたします。事務局に内容の説明を求めます。

学校教育課長

議案書3ページをお開き願います。議案第2号 栗原市立学校の通学及び通園区域に関する規則の一部を改正する規則について。栗原市立学校の通学及び通園区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。令和2年1月29日提出 栗原市教育委員会 教育長でございます。4ページをお開き願います。今回の改正につきましては、栗原市行政区長等設置規則が全部改正され、新たに栗原市行政区長等設置条例施行規則が交付されたことに伴い、記載がある箇所の改正を行うものであります。5ページをご覧ください。新旧対照表でご説明いたします。改正内容は、別表第1で栗原市行政区長等設置規則を栗原市行政区長等設置条例施行規則に改めるものであります。4ページの附則であります。施行期日は、令和2年4月1日としております。以上、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

社会教育課長

6ページをお開き願います。議案第3号 栗原市スポーツリーダー設置要綱の一部を改正する告示について。栗原市スポーツリーダー設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。令和2年1月29日提出、栗原市教育委員会教育長でございます。7ページをご覧ください。今回の改正につきましては、先の規則改正の説明と同様に、栗原市行政区長等設置規則が全部改正され、新たに栗原市行政区長等設置条例施行規則が公布されましたことに伴いまして、改正を行うものであります。8ページをお開き願います。規則の新旧対照表です。第3条の条文中にあります行政区長を規定する規則、栗原市行政区長等設置規則を、栗原市行政区長等設置条例施行規則に改めるものであります。

7ページにお戻りください。附則であります。施行期日は、令和2年4月1日としております。以上、よろしくご審議を賜りようお願い申し上げます。

佐藤教育長

説明が終わりました。何か、質問はありませんか。

(なしの声あり)

質問がないようですので、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、日程2 議案第2号 栗原市立学校の通学及び通園区域に関する規則の一部を改正する規則について、及び 日程3 議案第3号 栗原市スポーツリーダー設置要綱の一部を改正する告示については、原案のとおり可決いたします。

次に、日程4 議案第4号 栗原市郷土資料館の廃止について、事務局に内容の説明を求めます。

文化財保護課長

議案書9ページをお開きください。議案第4号 栗原市郷土資料館の廃止について。地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第21条第1項第1号の規定により、下記のとおり議決を求める。記 設置及び廃止の別 廃止。名称 栗原市若柳郷土資料館。位置 栗原市若柳字川北片町91番地。時期 栗原市郷土資料館条例を廃止する条例の公布の日。令和2年1月29日提出 栗原市教育委員会教育長でございます。若柳郷土資料館は、昭和54年に旧若柳町が郷土の伝統的な生活様式、風俗、習慣等有形の資料を展示し、一般に公開して文化財の保護思想の普及推進を図るため設置しましたが、建物の老朽化及び東日本大震災の被災により、既に展示資料を旧富野小学校校舎等に移動し、休館しております。今後についても活用しないことから、栗原市郷土資料館を廃止するものです。以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

佐藤教育長

説明が終わりました。何か、質問はありませんか。

(なしの声あり)

質問がないようですので、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、日程4 議案第4号 栗原市郷土資料館の廃止については、原案のとおり可決いたします。

次に、日程5 議案第5号 栗原市指定有形文化財の解除について、事務局に内容の説明を求めます。

文化財保護課長

議案書10ページをお開きください。議案第5号 栗原市指定有形文化財の解除について。栗原市文化財保護条例(平成17年条例第128号)第4条第1項の規定により、下記文化財の指定を解除する。記 1 種別 有形文化財(建造物)。2 名称 青雲神社の鐘楼。3 所在地 栗原市栗駒猿飛来山根89番地。4 所有者 青雲神社氏子総

代長 山本政広。5 指定年月日 昭和59年11月21日。令和2年1月29日提出 栗原市教育委員会教育長でございます。栗原市指定有形文化財青雲神社の鐘楼の指定解除につきましては、令和元年12月25日開催の第14回教育委員会定例会において、解除に係る諮問について、承認いただき、同日教育長から文化財保護審議会会長に諮問を行いました。その後、令和2年1月15日に文化財保護審議会で審議され、同日1月15日に文化財保護審議会会長から教育長に答申書が提出されました。資料の6ページに答申書の写しを添付しておりますのでご覧ください。審議の結果、栗原市指定有形文化財青雲神社の鐘楼について、指定を解除することに異議はございませんとの答申内容です。以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

佐藤教育長

説明が終わりました。何か、質問はありませんか。

(なしの声あり)

質問がないようですので、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、日程5 議案第5号 栗原市指定有形文化財の解除については、原案のとおり可決いたします。

次に、日程6 議案第6号 栗原市教育委員会職員の人事については、人事案件のため、会議を非公開としていることから、秘密会として審議いただきたいと思います。異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、日程6 議案第6号 栗原市教育委員会職員の人事については、秘密会とします。

ここで、秘密会の取り扱いを終了いたします。

## 11. その他

佐藤教育長

7 その他に入ります。資料に基づき、事務局から報告をお願いします。

教育総務課長

先ほど、教育基本方針の中で、教育の目標及び具体的施策について、改正点の御説明をさせていただきとお話しさせていただきました。見え消しとなっている資料をご覧いただきたいと思います。内容につきましては、学校教育と社会教育がありますので、各課長から御説明申し上げます。

学校教育課長

学校教育課分を御説明申し上げます。今回の修正は字句の修正や、文章の整理が主なものでありますが、追加、削除した箇所を中心に説明いたします。2ページをお開き願います。③市立学校再編計画(後期計画)に基づく学校再編の推進につきましては、令和元年度で終了しますことから削除するものであります。⑩栗駒山麓ジオパークをはじめとする豊かな自然環境を生かしたふるさと教育については、防災教

育に関わることとして、3 自らの命を守るための防災教育と安全・安心な学校教育の推進の①に移動し、栗駒山麓ジオパーク等を活用した自らの命を守るための防災教育の推進といたしました。上に戻っていただき、⑩として、新たに学校における働き方改革の推進を加えております。次に、2 学力向上を図るための学習指導法等の工夫につきましては、③幼稚園、小学校及び中学校の教職員並びに保護者を対象とした学力向上に関する講演会の実施。これについて、講演会は実施する予定ですが、施策ではなく、事業となりますので、削除いたしました。⑩部活動等の適正化による望ましい基本的習慣の定着と家庭学習時間の確保につきましては、部活動と学習習慣の形成は別物であると考え、部活動の項目につきましては、4ページの6 健やかな身体を培う体育及び健康教育の充実の②に移動いたしました。2ページに戻っていただきまして、3 自らの命を守るための防災教育と安全・安心な学校教育の推進では、3ページの⑦学校遊具の安全点検の実施を削除しております。遊具につきましては、点検が義務付けられており、定期的を実施しておりますので具体的な施策から除いたものであります。次に、4 いじめを許さない学校づくりの推進につきましては、文章の整理や順番を変えたもので、内容に大きな変更はございません。5 一人一人を大切に、豊かな心を育むための道徳教育については、文章の整理のみであります。6 健やかな身体を培う体育及び健康教育の充実では、②部活動等の適正化による望ましい基本的生活習慣の定着を追加いたしました。以上で、説明を終わります。御意見等がございましたら、よろしくお願いいたします。

社会教育課長

資料の5ページをお開き願います。学府くりはらの社会教育の変更点についてであります。具体的な施策の大きな項目1 生涯にわたる学習機会の提供についてで、小項目3項目、家庭教育の支援、青少年期の活動支援、成年期の活動支援としておりますが、それぞれに(1)、(2)、(3)と附番をして整理しております。次に、(1)家庭教育の支援であります。従前の①と②の施策については、事業内容に差異が少ないことから文言を整理して統合し、①の幼児を子どもに改めて、子ども及び保護者を対象とした学習機会の提供としております。②子どもを養育する保護者等を対象とした学習機会の提供は削除しております。これに伴い、各番号を詰めて整理しております。以上が修正点となります。

佐藤教育長  
笠間委員

ただいまの説明について、意見はありませんか。

3ページの2行目、「④通学路の安全の確保」は、1行目の「③児童生徒の安全確保」と同様に「安全確保」にして良いのではないのでしょうか。

多田次長

③につきましては、学校における児童生徒の安全確保であり、④は



学校外の通学路の安全確保について、警察等の関係機関との連携を図るという意味で設定したものであります。文言につきまして、再度、検討してまいります。

笠間委員 次の4の①で、「教職員間の共通理解」が削除されています。他の項目に包括されているのでしょうか。

多田次長 栗原市いじめ防止基本方針に基づき、各学校でいじめ防止基本方針を作成しております。その中で、先生方が共通理解するということが含まれていることから、削除したものであります。

笠間委員 4ページ、6の⑥に、「健康促進のための健診事業」という言葉があります。健診は、健康かどうかを調べるもので、健康促進という言葉は、あまり聞かないと思います。例えば、健康の維持増進であれば、分かります。促進は、物事が早く進むように促すとか、力を加えるという意味合いがあるので、促進という言葉が引っ掛かります。

多田次長 その点についても、再度、見直しいたします。

蘇武委員 3ページ、5の④に、「不登校に悩む」との文言があります。不登校は、みんな悩んでいますので、悩むという言葉は要らないのではないのでしょうか。また、4ページ、6の⑥の「健診事業」は、どうするのでしょうか。推進するのか、活性化を図るのか、健診事業をどうするかを明記すべきです。

多田次長 「健診事業の継続実施」などと記載したいと思います。

久我委員 2ページの2、「⑧学校における学習習慣の確立に向けた教員や保護者を対象とした講演会の実施」に、読点が必要ではないのでしょうか。また、3ページの4、「②いじめや不登校などの解決に向けた」の後に「事案に対し、」を追記してはどうでしょうか。4ページの6、「②部活動の適正化による望ましい基本的生活習慣の定着」は、何を言っているのか、分かりづらいと思います。

多田次長 読点の位置については、検討いたします。4ページ、6の②については、市の部活動の方針の中で、適正な部活動を行い、望ましい生活習慣の確立を目指すとしておりますことから、作成したものであります。もう一度、見直してまいります。

佐藤教育長 ほかに意見はありませんか。

(なしの声あり)

字句の修正については、事務局にらせていただいでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、事務局から次の報告をお願いします。

学校教育課長 定例会資料9ページをお開きください。冬休み学習会につきまして、12月25日から27日まで実施し、学び相談員が14名、学び支援員が7名で、送迎バスは4路線を運航しております。参加状況は、10

社会教育課長

ページに記載しております。3年生から6年生まで、3日間で延べ218名が参加しております。以上であります。

資料11ページをご覧ください。第21回白鳥省吾賞の審査結果についてであります。今回の白鳥省吾賞につきましては、7月1日から4か月間の募集を行いましたところ、一般の部772編、小中学生の部723編、計1,495編の応募があり、1月9日の審査会において、一般の部の最優秀賞に、岩手県の照井良平氏が、また、小中学生の部の最優秀賞には、宮城県涌谷町の古川学園中学校1年の向井陸さんが入賞されております。なお、小中学生の部で、優秀賞に瀬峰小学校3年の赤間葵さんが、特別賞に若柳小学校3年の千田弦季さんと築館中学校1年の戸田青依さんが、審査員奨励賞に築館中学校3年の千葉奈菜さんと若柳中学校2年の山田陽輝さんが、それぞれ入賞されております。表彰式は2月23日、日曜日、栗原文化会館において、午後1時30分からの開催を予定しております。

次に、12ページをご覧ください。令和2年栗原市成人式出席者についてであります。1月12日、日曜日、挙行に際しましては、教育委員の皆様には、お忙しいところご臨席をいただきまして大変ありがとうございました。アトラクションにつきましては、資料記載のとおりであり、参加人数につきましては、教育長報告でございましたが、御家族、御来賓を合わせますと、1,405名の参加となっております。なお、一部の地区の参加率が著しく低いところがございますが、調べましたところ、対象者として、海外からの就労者が多数含まれていたことによるものでございます。また、ショールにつきましては、式典前に外すよう館内放送しておりましたが、次年度は、さらに注意してまいりたいと考えております。私からは、以上であります。

文化財保護課長

資料の13ページをお開きください。栗原市名木・古木の指定解除についてであります。はじめに名木・古木についてご説明いたします。名木・古木については、旧瀬峰町において、名木・古木の保存に関する要綱を定め、シダレサクラ、スギなど5本の樹木を指定しました。この要綱が栗原市に引継がれました。今回指定解除を行うのは、シダレサクラで、通称「神田のシダレサクラ」と呼ばれている樹木です。特徴は、写真のとおり枝振りが見事で容姿が良いことです。老木であることから平成31年5月に枯死していることが確認されました。倒伏の恐れがあり、危険であるため地元の区長に伐採することを説明し、伐採業務を完了しております。なお、1月15日に開催した文化財保護審議会において指定解除する旨を報告し、現地調査を行っております。

次に、資料の14ページをお開きください。弩機伊治城跡出土の宮城県指定文化財指定についてであります。1月16日、弩機伊治城跡出土を宮城県文化財保護審議会が県指定文化財に指定するよう宮城県

教育委員会に答申しました。指定は、2月の教育委員会議決と公報を持って正式決定となります。指定される弩機は、概要を記載していますが、平成10年の伊治城跡の発掘調査において発見されたもので、発見から約20年が経過しましたが、国内の実践用武器としては初の例で、現在までのところ唯一のものであります。これまで文献のみ知られていた弩の存在を証明したほか、中国出土の弩機と構造が共通した実践用の武器であることを示したものと、大変貴重な資料です。以上で説明を終わります。

教育総務課長

資料の15ページをお開きください。教育委員会の主催行事、1月から2月分でございます。年度末になり、御覧のとおり事業も終了してきております。以上であります。

佐藤教育長

ただいまの報告について、質問はありませんか。

(なしの声あり)

質問がないようですので、7 その他を終わります。

## 1 2. 次回教育委員会の開催日程

佐藤教育長

次回教育委員会の日程について お諮りします。

2月13日、午前10時30分からとしては、いかがですか。

(異議なしの声あり)

それでは、次回定例会は、2月13日、木曜日、午前10時30分からの開催とさせていただきます。

## 1 3. 閉会

佐藤教育長

以上で、本日の日程のすべてを終了しましたので、会議を閉じます。

午後3時47分

## 1 4. 本委員会の議決の次第は、次のとおりである。

議案第1号 令和2年度栗原市教育基本方針について

議案第2号 栗原市立学校の通学及び通園区域に関する規則の一部を改正する規則について

議案第3号 栗原市スポーツリーダー設置要綱の一部を改正する告示について

議案第4号 栗原市郷土資料館の廃止について

議案第5号 栗原市指定有形文化財の解除について

議案第6号 栗原市教育委員会職員的人事について

この会議録は書記が作成したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和2年2月13日

会議録署名委員 \_\_\_\_\_

”

